福井県報

第　４２５　号
令　和　８　年
１１月４日（水）
火曜日発行

―― 目　次 ――

（※は県例規集登載事項）

規　則

※福井県核燃料税条例の施行期日を定める規則（４６・税務課）……1

※福井県核燃料税条例施行規則（４７・同）……1

告　示

○道路の位置の指定（４５５・三国土木事務所）……１１

訓　令

※職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令（１４・園芸振興課）……１２

公　告

○福井県情報セキュリティクラウド（第３期）構築（令和８年度分）業務に係る随意契約の相手方の決定（ＤＸ推進課）……１３

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（３件・商業・市場開拓課）……１３

○所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知（２件・森づくり課）……１６

○公共測量の実施（土木管理課）……１６

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（奥越明成高等学校）……１６

選挙管理委員会告示

○政治団体の届出事項の異動に係る届出（１３８）……１６

○政治団体の解散の届出（１３９）……１７

○資金管理団体の届出事項の異動に係る届出（１４０）……１８

※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示（１４１）……１８

規　則

福井県核燃料税条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

福井県規則第４６号

福井県核燃料税条例の施行期日を定める規則

福井県核燃料税条例（令和８年福井県条例第２９号）の施行期日は、令和８年１１月１０日とする。

福井県核燃料税条例施行規則を公布する。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

福井県規則第４７号

福井県核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、福井県核燃料税条例（令和８年福井県条例第２９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（賦課徴収および収納）

第２条　核燃料税の賦課徴収および収納については、福井県県税条例施行規則（昭和３７年福井県規則第８号）第１章第２節の規定を適用する。この場合において、同規則第１１条第２項中「または第１３３条の１４」とあるのは「もしくは第１３３条の１４または福井県核燃料税条例（令和８年福井県条例第２９号）第１１条」と、同規則第１２条第１項中「事項以外の事項」とあるのは「事項以外の事項および福井県核燃料税条例に掲げる事項」とする。

（様式）

第３条　核燃料税について作成する書面のうち次の表の左欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式に定めるところによる。

書　面　の　種　類	様　式
1　条例第１０条第１項の申告書および同条第４項の修正申告書（核燃料税価額割申告書・核燃料税価額割修正申告書）	様式第１号
2　条例第１０条第２項の申告書（核燃料税出力割申告書）	様式第２号
3　条例第１０条第３項の申告書（核燃料税搬出促進割申告書）	様式第３号
4　条例第１０条第４項の修正申告書（核燃料税出力割修正申告書）	様式第４号
5　条例第１０条第４項の修正申告書（核燃料税搬出促進割修正申告書）	様式第５号
6　条例第１１条に規定する更正または決定および過少申告加算金額、不申告加算金額または重加算金額の決定の通知書（核燃料税価額割更正（決定）および加算金決定通知書）	様式第６号
7　条例第１１条に規定する更正または決定および過少申告加算金額、不申告加算金額または重加算金額の決定の通知書（核燃料税出力割更正（決定）および加算金決定通知書）	様式第７号
8　条例第１１条に規定する更正または決定および過少申告加算金額、不申告加算金額または重加算金額の決定の通知書（核燃料税搬出促進割更正（決定）および加算金決定通知書）	様式第８号

2　前項に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収および収納に係る書面の様式は、福井県県税条例施行規則の様式中「福井県　長」とあるのは「福井県知事」とすることその他の所要の調整を加えたものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和８年１１月１０日から施行する。

（福井県核燃料税条例施行規則の廃止）

2　福井県核燃料税条例施行規則（令和３年福井県規則第４２号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3　福井県核燃料税条例（令和３年福井県条例第２９号）附則第４項ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の規定に基づき課した、または課すべきであった核燃料税の賦課徴収および収納については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第３条関係）

□年 □月 装荷分

税目	課税番号
１４	

核燃料税価額割 申告書 / 修正申告書

年 月 日	発電用原子炉設置者の住（居）所（所在地）	
	発電用原子炉設置者の氏名（名称）	
	個人番号（法人番号）	
	県内の主たる事務所または事業所の所在地	
福井県知事 様	この申告に係る事務の担当者の所属名、氏名および電話番号	所属名 氏名 電話番号

発電用原子炉の名称		
核燃料の炉内装荷完了日		年 月 日
1	使用前検査終了年月日	年 月 日
2	定期事業者検査に係る実施状況の検査の終了年月日	年 月 日
3	核燃料の装荷終了年月日（1、2以外の場合）	年 月 日

摘要		課税標準	税率	税額	備考
申告額		円	9/100	円	
修正申告納付額	修正申告額（ア）	円	9/100	円	
	当初申告額（イ）	円	9/100	円	
	差引増差額（ア）－（イ）[修正申告による納付金額]			円	

備考 福井県核燃料税条例第１０条第１項各号に定める日を確認することができる書類を添付してください。

付表

課税標準等に関する明細書

発電用原子炉の名称	
核燃料の装荷終了日	年 月 日

1 課税対象となる核燃料

受け入れた核燃料				既に挿入した核燃料	今回挿入した核燃料		今回挿入後の未使用核燃料		備考
受入年月日	単価 (1)	体数 (2)	取得原価 (1)×(2) (3)	体数 (4)	体数 (5)	課税標準 (1)×(5) (6)	体数 (2)−(4)−(5) (7)	残額 (1)×(7) (8)	
	円	体	円	体	体	円	体	円	
合計									

2 課税対象とならない核燃料

受け入れた核燃料				今回挿入した核燃料		備考
受入年月日	単価 (1)	体数 (2)	取得原価 (1)×(2) (3)	体数 (4)	申告済額 (1)×(2) (5)	
	円	体	円	体	円	
合計						

3 核燃料の保有状況

区分	燃料取替前の装荷量 (1)	炉外取出量 (2)	今回挿入量 (3)	挿入後保有高				備考
				挿入後装荷量 (1)−(2)+(3) (4)	貯蓄中のもの 未使用 (5)	貯蓄中のもの 一部照射済 (6)	合計 (4)+(5)+(6) (7)	
体数	体	体	体	体	体	体	体	
核燃料の総量	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ	

備考 この明細書は、発電用原子炉ごとに作成し、様式第１号の核燃料税価額割 申告書 / 修正申告書 に添付してください。

様式第２号（第３条関係）

税目
１４

核燃料税出力割申告書

課税期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

年　月　日	発電用原子炉設置者の住（居）所　（所在地）	
	発電用原子炉設置者の氏名　（名称）	
	個人番号（法人番号）	
	県内の主たる事務所または事業所の所在地	
福井県知事　様	この申告に係る事務の担当者の所属名、氏名および電話番号	所属名　氏名 電話番号

課税番号	課税標準①（熱出力）（千ｋｗ）	税率②（円）（千ｋｗにつき）	税額③（円）（①×②）	課税期間が３月に満たない場合		
発電用原子炉の名称				月数④（月）	課税標準⑤（熱出力）（千ｋｗ）（①×④÷３）	税額⑥（円）（⑤×②）
備考						

備考　１　課税標準（熱出力）については、１，０００キロワット未満の端数は切り捨ててください。
　　２　課税標準となる熱出力について、福井県核燃料税条例第７条第３項ただし書の規定により変更の許可を受けた熱出力とする場合は、当該変更の許可を受けた原子炉の熱出力を確認することができる書類を添付してください。

付表

課税期間に関する明細書

発電用原子炉の名称		
１	使用前検査終了年月日	年　月　日
２	廃止措置計画認可年月日	年　月　日
３	廃止措置の終了の確認年月日	年　月　日

注１　この明細書は、課税期間が福井県核燃料税条例第６条第２項各号に掲げる場合に該当するときに、発電用原子炉ごとに作成し、様式第２号の核燃料税出力割申告書に添付してください。
　２　「使用前検査終了年月日」の欄には、福井県核燃料税条例第６条第２項第２号に規定する使用前検査終了日を記入してください。
　３　「廃止措置計画認可年月日」の欄には、福井県核燃料税条例第６条第２項第３号に規定する廃止措置計画の認可を受けた日を記入してください。
　４　「廃止措置の終了の確認年月日」の欄には、福井県核燃料税条例第６条第２項第１号に規定する廃止措置の終了の確認を受けた日を記入してください。

様式第３号（第３条関係）

税目
１４

核燃料税搬出促進割申告書

課税期間　□年　□月　□日　から　□年　□月　□日まで

年　月　日	発電用原子炉設置者の住（居）所（所在地）	
	発電用原子炉設置者の氏名（名称）	
	個人番号（法人番号）	
	県内の主たる事務所または事業所の所在地	
福井県知事　様	この申告に係る事務の担当者の所属名、氏名および電話番号	所属名　氏名 電話番号

課税番号 発電用原子炉の名称	課税標準①（重量）（ｋｇ）	税率②（１ｋｇにつき）	税額③（円）（①×②）	課税期間が３月に満たない場合		
				月数④（月）	課税標準⑤（重量）（ｋｇ）（①×④÷３）	税額⑥（円）（⑤×②）
		５００円				
		５００円				
		５００円				
		５００円				
		５００円				
		５００円				
		５００円				
		５００円				
		５００円				
		５００円				
		５００円				
備考						

備考　課税標準（重量）については、１キログラム未満の端数は切り捨ててください。

様式第４号（第３条関係）

税目
１４

核　燃　料　税　出　力　割　修　正　申　告　書

課税期間　□年　□月　□日　から　□年　□月　□日まで

年　月　日	発電用原子炉設置者の住（居）所（所在地）	
	発電用原子炉設置者の氏名（名称）	
	個人番号（法人番号）	
	県内の主たる事務所または事業所の所在地	
福井県知事　　様	この申告に係る事務の担当者の所属名、氏名および電話番号	所属名　　氏名　　電話番号

課税番号	修正申告額						当初申告額						差引増差額（円）（ア）－（ウ）または（イ）－（エ）［修正申告による納付金額］
発電用原子炉の名称	課税標準（熱出力）（千ｋｗ）	税率（円）（千ｋｗにつき）	税額（ア）（円）	課税期間が３月に満たない場合			課税標準（熱出力）（千ｋｗ）	税率	税額（ウ）（円）	課税期間が３月に満たない場合			
				月数（月）	課税標準（熱出力）（千ｋｗ）	税額（イ）（円）				月数（月）	課税標準（熱出力）（千ｋｗ）	税額（エ）（円）	
備考													

備考　１　課税標準（熱出力）については、１，０００キロワット未満の端数は切り捨ててください。

２　課税標準となる熱出力について、福井県核燃料税条例第７条第３項ただし書の規定により変更の許可を受けた熱出力とする場合は、当該変更の許可を受けた原子炉の熱出力を確認することができる書類を添付してください。

付表

課税期間に関する明細書

発電用原子炉の名称		
1	使用前検査終了年月日	年　月　日
2	廃止措置計画認可年月日	年　月　日
3	廃止措置の終了の確認年月日	年　月　日

注１　この明細書は、課税期間が福井県核燃料税条例第６条第２項各号に掲げる場合に該当するときに、発電用原子炉ごとに作成し、様式第４号の核燃料税出力割修正申告書に添付してください。

２　「使用前検査終了年月日」の欄には、福井県核燃料税条例第６条第２項第２号に規定する使用前検査終了日を記入してください。

３　「廃止措置計画認可年月日」の欄には、福井県核燃料税条例第６条第２項第３号に規定する廃止措置計画の認可を受けた日を記入してください。

４　「廃止措置の終了の確認年月日」の欄には、福井県核燃料税条例第６条第２項第１号に規定する廃止措置の終了の確認を受けた日を記入してください。

様式第５号（第３条関係）

税目
１４

核　燃　料　税　搬　出　促　進　割　修　正　申　告　書

課税期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

年　月　日	発電用原子炉設置者の住（居）所（所在地）	
	発電用原子炉設置者の氏名（名称）	
	個人番号（法人番号）	
	県内の主たる事務所または事業所の所在地	
福井県知事　　様	この申告に係る事務の担当者の所属名、氏名および電話番号	所属名　　氏名　　電話番号

課税番号	修正申告額						当初申告額						差引増差額（円） （ア）－（ウ）または （イ）－（エ） 修正申告による納付金額
発電用原子炉の名称	課税標準（重量）（ｋｇ）	税率（１ｋｇにつき）	税額（ア）（円）	課税期間が３月に満たない場合			課税標準（重量）（ｋｇ）	税率（１ｋｇにつき）	税額(ウ)（円）	課税期間が３月に満たない場合			
				月数（月）	課税標準（重量）（ｋｇ）	税額（イ）（円）				月数（月）	課税標準（重量）（ｋｇ）	税額（エ）（円）	
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
		５００円						５００円					
備　考													

備考　課税標準（重量）については、１キログラム未満の端数は切り捨ててください。

様式第６号（第３条関係）

核燃料税価額割更正（決定）および加算金決定通知書

第　　号
年　月　日

様

福井県知事　印

年　月分の核燃料税価額割について、次のとおり税額を 更正 / 決定 し、これに伴う加算金額を併せて決定しましたので、地方税法第２７６条第４項および同法第　　条第　項の規定により通知します。

この更正（決定）に基づく不足税額ならびに不足税額に対する延滞金額および加算金額については、納期限までに納付書により納付してください。

申告書提出期限	年　月　日	申告書提出年月日	年　月　日

区分	課税標準	税率	税額
更正（決定）後の税額（ア）	円	9/100	円
既に納付した税額（イ）	円	9/100	円
差引税額（ア）－（イ）（ウ）			円

区分	基礎となる額	乗ずる率	加算金額
過少申告加算金額（エ）	円	/100	円
不申告加算金額（オ）	円	/100	円
重加算金額（カ）	円	/100	円
合計（エ）＋（オ）＋（カ）（キ）			円

指定納期限	年　月　日	納付すべき税額等（ウ）＋（キ）	円

お知らせ

１　この更正（決定）は地方税法第２７６条第４項の規定によるものであり、これに伴う加算金額の決定は同法第　条第　項の規定によるものです。

２　不足税額に対する延滞金額は、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（１，０００円未満の端数があるとき、またはその金額が２，０００円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てた金額）に年１４．６パーセント（この通知書による納期限までの期間またはその納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合））を乗じて計算した金額（１００円未満の端数があるとき、またはその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てた金額）ですので、不足税額に加算して納付してください。

３　この通知書に係る処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。

４　この処分の取消しの訴えは、３の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

５　この処分の取消しの訴えは、３の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福井県を被告として、提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

様式第７号（第３条関係）

核燃料税出力割更正（決定）および加算金決定通知書

第　　号
年　月　日

様

福井県知事　印

核燃料税出力割について、次のとおり税額を 更正 / 決定 し、これに伴う加算金額を併せて決定しましたので、地方税法第２７６条第４項および同法第　　条第　項の規定により通知します。

この更正（決定）に基づく不足税額ならびに不足税額に対する延滞金額および加算金額については、納期限までに納付書により納付してください。

更正・決定に係る課税期間	年　月　日　から　年　月　日まで		
申告書提出期限	年　月　日	申告書提出年月日	年　月　日

区分		発電用原子炉の名称	課税標準（熱出力）（千ｋｗ）	税率（円）（千ｋｗにつき）	税額（円）	課税期間が３月に満たない場合		
						月数（月）	課税標準（熱出力）（千ｋｗ）	税額（円）
更正（決定）後の税額（ア）	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
既に納付した税額（イ）	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
差引税額（ア）－（イ）	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
		合計　（ウ）						

区　　分		発電用原子炉の名称	基礎となる額（円）	乗ずる率	加算金額（円）
過少申告加算金額	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	小計　（エ）				
不申告加算金額	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	小計　（オ）				
重加算金額	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	小計　（カ）				
合　計　（エ）＋（オ）＋（カ）　（キ）					
指　定　納　期　限		年　月　日	納付すべき税額等(ウ)＋(キ)		円

お知らせ

1　この更正（決定）は地方税法第２７６条第４項の規定によるものであり、これに伴う加算金額の決定は同法第　条第　項の規定によるものです。

2　不足税額に対する延滞金額は、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（１，０００円未満の端数があるとき、またはその金額が２，０００円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てた金額）に年１４．６パーセント（この通知書による納期限までの期間またはその納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合））を乗じて計算した金額（１００円未満の端数があるとき、またはその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てた金額）ですので、不足税額に加算して納付してください。

3　この通知書に係る処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。

4　この処分の取消しの訴えは、３の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

5　この処分の取消しの訴えは、３の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福井県を被告として、提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

様式第８号（第３条関係）

核燃料税搬出促進割更正（決定）および加算金決定通知書

第　　号
年　月　日

様

福井県知事　印

核燃料税搬出促進割について、次のとおり税額を　更正／決定　し、これに伴う加算金額を併せて決定しましたので、地方税法第２７６条第４項および同法第　　条第　項の規定により通知します。

この更正（決定）に基づく不足税額ならびに不足税額に対する延滞金額および加算金額については、納期限までに納付書により納付してください。

更正・決定に係る課税期間	年　月　日　から　年　月　日まで		
申告書提出期限	年　月　日	申告書提出年月日	年　月　日

区　　分		発電用原子炉の名称	課税標準（重量）（ｋｇ）	税　率（１ｋｇにつき）	税　額（円）	課税期間が３月に満たない場合		
						月数（月）	課税標準（重量）（ｋｇ）	税　額（円）
更正（決定）後の税額（ア）	1			５００円				
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
既に納付した税額（イ）	1			５００円				
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
差引税額（ア）－（イ）	1			５００円				
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	合計　（ウ）							

区　　分	発電用原子炉の名称	基礎となる額（円）	乗ずる率	加　算　金　額（円）
過少申告加算金額	1		／100	
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	小計　（エ）			
不申告加算金額	1		／100	
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	小計　（オ）			
重加算金額	1		／100	
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	小計　（カ）			
合　計　（エ）＋（オ）＋（カ）　（キ）				
指　定　納　期　限	年　月　日	納付すべき税額等(ウ)＋(キ)		円

お知らせ

1　この更正（決定）は地方税法第２７６条第４項の規定によるものであり、これに伴う加算金額の決定は同法第　条第　項の規定によるものです。

2　不足税額に対する延滞金額は、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（１，０００円未満の端数があるとき、またはその金額が２，０００円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てた金額）に年１４．６パーセント（この通知書による納期限までの期間またはその納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均使用割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合））を乗じて計算した金額（１００円未満の端数があるとき、またはその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てた金額）ですので、不足税額に加算して納付してください。

3　この通知書に係る処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。

4　この処分の取消しの訴えは、３の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

5　この処分の取消しの訴えは、３の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福井県を被告として、提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

告　　示

福井県告示第４５５号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）第１０条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月４日

福井県三国土木事務所長　橋本　泰英

1　申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

坂井市春江町田端４３字１５番地

東洋染工株式会社

代表取締役　山本　隆英

2　道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅　員 （単位：メートル）	延　長 （単位：メートル）
坂井市春江町田端４１字９番の一部、１０番の一部、４５字６３番および４６字９番２の一部	６．００	３３．８０

訓　　令

福井県訓令第１４号

庁中一般
各出先機関

職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令（昭和４０年福井県訓令第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表（第２条関係）

附属機関の名称	委員等に充てる職
（略）	（略）
福井県クリーニング師試験委員	（略）
福井県福井港地方港湾審議会	（略）
（略）	（略）

改正前

別表（第２条関係）

附属機関の名称	委員等に充てる職
（略）	（略）
福井県クリーニング師試験委員	（略）
福井県農業共済保険審査会	農林水産部長、園芸振興課長
福井県福井港地方港湾審議会	（略）
（略）	（略）

附　則

この訓令は、令和９年４月１日から施行する。

公　　告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成７年福井県規則第８２号。以下「規則」という。）第１３条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

１　随意契約に係る特定役務の名称

福井県情報セキュリティクラウド（第３期）構築（令和８年度分）業務

２　契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県未来創造部ＤＸ推進課

福井県福井市大手３丁目１７番１号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和８年１０月７日

４　随意契約の相手方の名称および住所

ＮＴＴ西日本福井支店・ＮＴＴスマートコネクト福井県情報セキュリティクラウド共同企業体

代表構成員

ＮＴＴ西日本株式会社福井支店

福井県福井市日之出２丁目１２番５号

構成員

ＮＴＴスマートコネクト株式会社

大阪市中央区淡路町４丁目２番１３号

アーバンネット御堂筋ビル１４階

５　随意契約に係る契約金額

５０，０１７，０００円

６　契約の相手方を決定した手続き

公募型プロポーザルによる随意契約

７　規則第４条の規定による公告を行った日

令和８年８月４日

８　随意契約にすることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号に該当するため

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第８条第２項の規定により、この公告の日から４月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

１　大規模小売店舗の名称および所在地

アクロスプラザ敦賀

福井県敦賀市古田刈２８号三反田１番１　外９筆

２　大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役　織田　寛明

東京都千代田区麹町５丁目１番地１

３　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

①　株式会社エービーシー・マート

代表取締役　野口　実

東京都渋谷区神南１丁目１１番５号

②　株式会社セリア

代表取締役　河合　映治

岐阜県大垣市外渕２丁目３８番地

③　ゲンキー株式会社

代表取締役　藤永　賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田３８字３３番

④　上新電機株式会社

代表取締役　金谷　隆平

大阪市浪速区日本橋西１丁目６番５号

（変更後）

①　株式会社エービーシー・マート

代表取締役　服部　喜一郎

東京都渋谷区神南１丁目１１番５号

②　株式会社セリア

代表取締役　河合　映治

岐阜県大垣市外渕２丁目３８番地

③　ゲンキー株式会社

代表取締役　藤永　賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田３８字３３番
④　株式会社Ｊｏｓｈｉｎ
代表取締役　高橋　徹也
大阪市浪速区日本橋西１丁目６番５号
4　変更の年月日
株式会社エービーシー・マート：代表者の変更　令和８年３月１日
株式会社Ｊｏｓｈｉｎ：商号変更　令和８年４月１日
代表者の変更　令和８年６月２６日
5　変更した理由
株式会社エービーシー・マート：代表者変更のため。
株式会社Ｊｏｓｈｉｎ：商号および代表者変更のため。
6　届出のあった日
令和８年１０月１５日
7　届出の縦覧場所
⑴　福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
⑵　福井県敦賀市中央町２丁目１番１号
敦賀市産業経済部商工貿易振興課
⑶　福井県敦賀市中央町１丁目７番４２号
敦賀合同庁舎内二州会計室
8　届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧できる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
9　意見書の提出先
福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第８条第２項の規定により、この公告の日から４月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和８年１１月４日
福井県知事　石田　嵩人
1　大規模小売店舗の名称および所在地
ゲンキー大和田店
福井市大和田町２９字４７　ほか
2　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
①　ゲンキー株式会社
代表取締役　藤永　賢一
坂井市丸岡町下久米田３８字３３番
②　株式会社福銀リース
代表取締役　吉田　啓介
福井市照手１丁目２番１７号
③　株式会社ワークマン
代表取締役　大内　康二
群馬県伊勢崎市柴町１７３２番地
3　変更した事項
⑴　大規模小売店舗の設置者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
①　ゲンキー株式会社
代表取締役　藤永　賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田３８字３３番
②　株式会社福銀リース
代表取締役　中嶋　浩顕
福井市照手１丁目２番１７号
③　株式会社ワークマン
代表取締役　小濱　英之
群馬県伊勢崎市柴町１７３２番地
（変更後）
①　ゲンキー株式会社
代表取締役　藤永　賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田３８字３３番
②　株式会社福銀リース
代表取締役　吉田　啓介
福井市照手１丁目２番１７号
③　株式会社ワークマン
代表取締役　大内　康二

群馬県伊勢崎市柴町１７３２番地
⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
①　ゲンキー株式会社
代表取締役　藤永　賢一
坂井市丸岡町下久米田３８字３３番
②　株式会社アミーゴ
代表取締役　中村　友秀
東京都千代田区神田多町２丁目１番地
③　株式会社ワークマン
代表取締役　小濱　英之
群馬県伊勢崎市柴町１７３２番地
（変更後）
①　ゲンキー株式会社
代表取締役　藤永　賢一
坂井市丸岡町下久米田３８字３３番
②　株式会社アミーゴ
代表取締役　中村　友秀
東京都千代田区神田多町２丁目１番地
③　株式会社ワークマン
代表取締役　大内　康二
群馬県伊勢崎市柴町１７３２番地
４　変更の年月日
⑴　株式会社福銀リース：令和８年６月３０日
株式会社ワークマン：令和８年４月１日
⑵　株式会社ワークマン：令和８年４月１日
５　変更した理由
⑴・⑵代表者変更のため。
６　届出のあった日
令和８年１０月１５日
７　届出の縦覧場所
⑴　福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
⑵　福井県福井市宝永２丁目４番１０号
宝永分庁舎
福井市商工労働部商工労政課
８　届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧できる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
９　意見書の提出先
福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により公告する。
令和８年１１月４日
福井県知事　石田　嵩人
１　大規模小売店舗の名称および所在地
越前芝原複合施設
越前市芝原３丁目１字東江崎１番　外１８筆
２　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
①　リコーリース株式会社
代表取締役　中村　徳晴
東京都港区東新橋１丁目５番２号
②　株式会社クスリのアオキ
代表取締役　青木　宏憲
石川県白山市松本町２５１２番地
３　変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
・ｍａテレコム株式会社
代表取締役　中村　孝裕
東京都江東区豊洲３丁目２番２４号
・江守企画株式会社
代表取締役　江守　清隆
福井市大手２丁目１７番１号山川ビル５階
・株式会社クスリのアオキ

代表取締役　青木　宏憲
石川県白山市松本町２５１２番地
（変更後）
・ｍａテレコム株式会社
代表取締役　奈良　坂直
東京都江東区豊洲３丁目２番２４号
・江守企画株式会社
代表取締役　角野　宗広
福井市大手２丁目１７番１号山川ビル５階
・株式会社クスリのアオキ
代表取締役　青木　宏憲
石川県白山市松本町２５１２番地

4　変更の年月日
令和８年４月１日

5　変更した理由
代表者変更のため。

6　届出の縦覧場所
⑴　福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
⑵　越前市府中１丁目１３番７号
越前市産業観光部産業政策課

7　届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧できる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8　意見書の提出先
福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３３条の３の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第１８９条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

1　所在の不分明な者の氏名
畑田清治

2　通知の要旨
⑴　官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
⑵　変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和８年８月２８日農林水産省告示第１３２４号による。

3　掲示場所
福井県庁およびおおい町役場

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３３条の３の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第１８９条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

1　所在の不分明な者の氏名
岩上神社

2　通知の要旨
⑴　官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
⑵　変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和８年８月２８日農林水産省告示第１３２５号による。

3　掲示場所
福井県庁および若狭町役場

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により、令和８年１０月１５日に美浜町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

1　測量計画機関の名称
美浜町

2　作業の種類
公共測量（道路台帳図データ）

3　作業の期間
令和８年１０月２６日から令和９年３月３１日まで

4　作業の地域
美浜町全域

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成７年福井県規則第８

２号。以下「規則」という。）第１３条第１項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年１１月４日

福井県知事　石田　嵩人

１　落札に係る特定役務の名称および数量

福井県立奥越明成高等学校パソコン室１機器購入および保守業務一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立奥越明成高等学校

福井県大野市友江９－１０

３　落札者を決定した日

令和８年１０月７日

４　落札者の名称および住所

三谷商事株式会社

福井県福井市豊島１丁目３－１

５　落札金額

４４，０９６，８００円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　規則第４条の規定による公告を行った日

令和８年８月２５日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第１３８号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第７条第１項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第７条の２第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月４日

福井県選挙管理委員会

委員長　吉川　奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和８年９月１日	西行茂後援会	加藤　英樹	代表者	加藤　英樹	野坂　鐵郎
令和８年９月７日	小幡のりひと後援会	畠中　昭人	代表者	畠中　昭人	中村　一弥
			会計責任者	長谷川　翔祐	前田　晃良

令和８年９月８日	児玉千明後援会	児玉　久佳	会計責任者	岩﨑　千明	石村　将吾
令和８年９月８日	２１世紀政策研究会	髙木　毅	主たる事務所の所在地	敦賀市沓見６２－３	敦賀市鋳物師町４－８
令和８年９月１６日	自由民主党福井県敦賀市第二支部	力野　豊	会計責任者	増田　貴	横川　武司
令和８年９月１８日	斉木武志後援会	齋木　武志	主たる事務所の所在地	越前市片屋町５８－１１－１	越前市平出２－３３－１
令和８年９月２８日	北明会	吉田　敏幸	会計責任者	北島　登	北島　美穂

福井県選挙管理委員会告示第１３９号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１７条第１項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月４日

福井県選挙管理委員会

委員長　吉川　奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和７年１２月３１日	一明会	横田　仁
令和７年１２月３１日	川端義秀後援会	山村　喜一郎
令和７年１２月３１日	地方自治フォーラム山本優を囲む会	奥村　茂
令和８年３月３１日	佐々木康男後援会	伊藤　憲治

福井県選挙管理委員会告示第１４０号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条第３項第３号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第１９条の２第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月４日

福井県選挙管理委員会

委員長　吉川　奈奈

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和８年９月８日	髙木　毅	２１世紀政策研究会	主たる事務所の所在地	敦賀市沓見６２－３	敦賀市鋳物師町４－８

令和８年 ９月１８日	齋木　武志	斉木武志後援会	主たる事務所 の所在地	越前市片屋町５８ －１１－１	越前市平出２－３ ３－１

福井県選挙管理委員会告示第１４１号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月４日

福井県選挙管理委員会　委員長　吉川　奈奈

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和２９年福井県選挙管理委員会告示第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第２（第５０条関係）
１・２　（略）
３　老人ホーム
<table><tr><th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム湖岳の郷</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>特別養護老人ホーム高浜の憩</u></td><td>大飯郡高浜町和田１６８―２２</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム揚梅苑</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>４・５　（略）</td><td>別表第２（第５０条関係）
１・２　（略）
３　老人ホーム
<table><tr><th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム湖岳の郷</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>特別養護老人ホーム高浜けいあいの里</u></td><td>大飯郡高浜町和田１６８―２２</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム揚梅苑</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>４・５　（略）</td></tr>
</table>

附　則

この告示は、令和８年１１月４日から施行する。

発行人　〒９１０－８５８０　福井県福井市大手３丁目１７番１号　福　井　県